

令和7年度 運営指導等結果

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【北区】			
白川学園 ((福)白川学園)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月25日	—
ひなどり学園 ((福)白川学園)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月25日	—
聖ヨゼフ整肢園 ((福)聖ヨゼフ会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月2日	—
ひばり学園 ((福)聖ヨゼフ会)	基本報酬について 指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児の医療的ケア区分に応じた数の看護職員を配置して医療的ケアを提供した場合に、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できるが、医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて全く看護職員が配置されていないにも関わらず、医療的ケア区分での基本報酬を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年10月2日	改善済
麦の穂学園 ((福)聖ヨゼフ会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月2日	—
【左京区】			
ポッポ ((福)京都総合福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月7日	—
【中京区】			
うさぎ園 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月20日	—
こぐま園 ((福)京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月20日	—
【東山区】			
むくの木園 ((福)平安養育院)	専門的支援体制加算について 指定児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員)を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年8月26日	改善済
【西京区】			
洛西愛育園 ((福)京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月23日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
-----------	-------------	--------	------

【伏見区】

空の鳥幼稚園 ((福)イエス団)	①栄養士配置加算(Ⅰ)について 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っているものとして京都市長に届け出た児童発達支援センターにおいて、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②障害児に医療的ケアを提供する場合について 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する特定行為について、登録特定行為事業者として登録を受けた内容を変更する場合は、その旨を京都府に届け出ること。	令和7年10月3日	① 改善済 ② 改善済
京都府立桃山学園 ((福)京都府社会福祉事業団)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月1日	—

【深草支所】

きらきら園 ((福)京都総合福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月9日	—
------------------------	------------------	-----------	---